

一問一答 安全衛生管理体制

全109問（○×判定 64問／短答 45問） | 労働衛生コンサルタント試験（関係法令）

★＝過去問の出題実績（★★★＝3年度以上／★★＝2年度／★＝1年度・未出題）。 「出題」は論点が問われた年度と問番号（H28＝2016年度…R7＝2025年度）。 答えの網かけ部分を紙などで隠して使ってください。

用語の整理

問1 ☐× ★★

総括安全衛生管理者とは、元方事業者と関係請負人の労働者が同一の場所で作業する現場において、作業間の連絡及び調整等を統括管理する者をいう。

答 ×

それは統括安全衛生責任者（法15条）。総括安全衛生管理者は1つの事業場の総責任者（法10条）で、混在作業とは無関係。
根拠 法10条・法15条 | 出題 H28-問1・R6-問1

問2 短答 ★★

安全衛生管理体制において、担当者がその職務だけに就き、他の業務と兼務しないことを何というか。また、それが問題になる代表的な役職は。

答 専任（代表例＝専任の衛生管理者）

専任＝仕事が一本。則7条1項5号。
根拠 則7条1項5号

問3 短答 ★★

安全衛生管理体制において、担当者がその事業場だけに所属し、掛け持ちしないことを何というか。また、それが問題になる代表的な役職は。

答 専属（代表例＝専属の産業医）

専属＝所属が一本。則13条1項3号。衛生管理者も原則は専属。
根拠 則13条1項3号

総括安全衛生管理者

問4 ☐× ★★★

常時使用する労働者数が300人の各種商品小売業の事業場では、その事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

答 ×

総括安全衛生管理者は「その事業の実施を統括管理する者」＝トップ本人をもって充てる（法10条2項）。「準ずる者」から選ぶことはできない。「準ずる者」でよいのは委員会の第一号の委員（議長となる委員）。
根拠 法10条2項 | 出題 H30-問1・R3-問1

問5 短答 ★★★

総括安全衛生管理者は、当該事業場において、その事業の実施を（ ）をもって充てなければならない。

答 統括管理する者

つまりトップ本人。
根拠 法10条2項 | 出題 H30-問1・R3-問1

問6 短答 ★★★

林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業で、総括安全衛生管理者の選任義務が生じる規模は常時（ ）人以上。

答 100人

令2条一号。

根拠 令2条一号 | 出題 R1-問1

問7 短答 ★★★

製造業（物の加工業を含む）、電気業、各種商品小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業等で、総括安全衛生管理者の選任義務が生じる規模は常時（ ）人以上。

答 300人

令2条二号。造船業も「製造業」としてこのグループ。

根拠 令2条二号 | 出題 H28-問1・R3-問1・R4-問1

問8 短答 ★★

林業・建設業等（100人）にも製造業・各種商品小売業等（300人）にも当たらないその他の業種で、総括安全衛生管理者の選任義務が生じる規模は常時（ ）人以上。

答 1,000人

令2条三号。

根拠 令2条三号

問9 ○× ★★★

常時50人の労働者を使用する造船業の事業場では、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

答 ×

造船業は製造業（物の加工業を含む）に当たり、令2条二号の300人グループ。50人では選任義務は生じない。混在作業の統括安全衛生責任者（造船業50人～）と混ぜてくる。

根拠 法10条・令2条二号 | 出題 H28-問1・R4-問1

問10 短答 ★★★

総括安全衛生管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から（ ）以内に行わなければならない。

答 14日

則2条1項。安全管理者・衛生管理者・産業医・安全衛生推進者等も同じく14日以内。

根拠 則2条1項 | 出題 R3-問1・R6-問1

問11 ○× ★★

総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

答 ○

則2条2項。選任の期限は「14日以内」、報告の時期は「遅滞なく」。この2つを付け替えてくる肢に注意。

根拠 則2条2項 | 出題 H29-問1

問12 ○× ★★

総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

答 ○

則3条。なお代理者の規定は衛生管理者には準用されるが、産業医にはない。

根拠 則3条 | 出題 H29-問1

問13 ☐ × ★★

事業者は、総括安全衛生管理者に、安全管理者、衛生管理者又は法令の規定により技術的な事項を管理する者を指揮させなければならない。

答 ○

法10条1項。救護に関する技術的な事項を管理する者も指揮の対象に含まれる。

根拠 法10条1項 | 出題 R6-問1

問14 ☐ 短答 ★

総括安全衛生管理者が統括管理する業務には、危険・健康障害の防止措置、安全衛生教育、健康診断等、労働災害の原因調査・再発防止対策のほか、省令で定める業務が3つある。その3つとは。

答 ①安全衛生に関する方針の表明、②危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、③安全衛生に関する計画の作成・実施・評価・改善

法10条1項五号「その他労働災害を防止するため必要な業務」の省令委任分（則3条の2）で、内容は安全衛生のPDCA。一号～四号は危険健康障害の防止措置・安全衛生教育・健康診断等・労働災害の原因調査と再発防止対策。

根拠 法10条1項五号・則3条の2

問15 ☐ × ★

各種商品卸売業の事業場で総括安全衛生管理者の選任義務が生じる規模は、常時1,000人以上である。

答 ×

各種商品卸売業は令2条二号の300人グループ。1,000人は「その他の業種」（令2条三号）。卸売業・小売業とも「各種商品」「家具・建具・じゅう器等」は300人側に入っている。

根拠 令2条二号・三号

安全管理者・推進者

問16 ☐ 短答 ★★

安全衛生推進者（又は衛生推進者）を選任しなければならないのは、常時（ ）の労働者を使用する事業場。

答 10人以上50人未満

則12条の2。50人以上になると衛生管理者・産業医・衛生委員会が義務になる。

根拠 法12条の2・則12条の2

問17 ☐ × ★

安全衛生推進者を選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

答 ×

署長への報告は不要。氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する（則12条の4）。署長報告が要るのは総括・安全管理者・衛生管理者・産業医。

根拠 則12条の4

問18 ☐ × ★

安全管理者は、少なくとも毎週1回、作業場等を巡視しなければならない。

答 ×

安全管理者の巡視に頻度の定めはなく、随時行う（則6条）。毎週1回は衛生管理者（則11条）、毎月1回は産業医（則15条）。誰の巡視かで頻度が変わる。

根拠 則6条

問19 ☐ × ★

安全管理者の選任義務が生じるのは、林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業・製造業・電気業・旅館業など一定の業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場である。

答 ○

令3条（対象は令2条第1号・第2号の業種）。衛生管理者・産業医が全業種50人であるのに対し、安全管理者は業種が限られる。
根拠 法11条・令3条

問20 ☐ × ★

安全衛生推進者は、その事業場に専属の者でなければならず、例外は認められていない。

答 ×

原則は専属だが、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント等であれば専属でなくてよい（則12条の3）。衛生管理者の専属の例外（労働衛生コンサルタント1人まで）と併せて押さえる。
根拠 則12条の3

問21 ☐ 短答 ★

安全管理者に管理させるのは、総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうちどの事項か。

答 安全に係る技術的事項

法11条。対象業務は法10条1項各号。衛生管理者は同じ業務のうち「衛生に係る技術的事項」を管理する（法12条）。安全側と衛生側で対になっている。
根拠 法11条

問22 ☐ × ★

安全管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行い、原則としてその事業場に専属の者を選任しなければならない。

答 ○

則4条。選任期限は総括・衛生管理者・産業医と同じ14日ルール。
根拠 則4条

衛生管理者

問23 ☐ 短答 ★★★

衛生管理者の選任義務が生じる規模は、業種を問わず常時（ ）人以上。

答 50人

令4条。産業医・衛生委員会も同じ50人。
根拠 法12条・令4条 | 出題 R3-問1

問24 ☐ 短答 ★★★

常時600人の労働者を使用する事業場で選任すべき衛生管理者の人数は。

答 3人

「500人を超え1,000人以下」＝3人（則7条1項4号）。
根拠 則7条1項4号 | 出題 R5-問1

問25 ☐ 短答 ★★★

常時2,000人ちょうどの労働者を使用する事業場で選任すべき衛生管理者の人数は。

答 4人

「1,000人を超え2,000人以下」＝4人。5人になるのは「2,000人を超え」てから。表の境目は「○人を超え」なので、ちょうどの人数は下の行に入る。
根拠 則7条1項4号 | 出題 R7-問1

問26 短答 ★★

常時250人の労働者を使用する事業場で選任すべき衛生管理者の人数は。

答 2人

「200人を超え500人以下」＝2人。
根拠 則7条1項4号 | 出題 R3-問1

問27 ○× ★★★

清掃業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することができる。

答 ×

清掃業は則7条1項3号イの業種。第一種衛生管理者免許か衛生工学衛生管理者免許、又は則10条各号の者（医師・歯科医師・労働衛生コンサルタント等）でなければならない。第二種でよいのは「その他の業種」だけ。
根拠 則7条1項3号イ | 出題 H28-問1・R2-問1

問28 ○× ★★★

常時500人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場では、その事業場に専属であって第二種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することができる。

答 ○

各種商品小売業は則7条1項3号ロの「その他の業種」なので第二種で足りる。なお500人なので人数は2人以上必要。
根拠 則7条1項3号ロ | 出題 R2-問1

問29 ○× ★★

医療業の事業場の衛生管理者は、原則としてその事業場に専属であって、第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者、又は医師、歯科医師若しくは労働衛生コンサルタントでなければならない。

答 ○

医療業は則7条1項3号イの業種。則10条各号の者（医師・歯科医師・労働衛生コンサルタント・大臣の定める者）も選任できる。
根拠 則7条1項3号イ・則10条 | 出題 R3-問1

問30 ○× ★★★

衛生管理者を2人以上選任する場合、医師又は労働衛生コンサルタントの資格を有する者については、1人に限り非専属であっても衛生管理者として選任することができる。

答 ×

専属の例外にできるのは則10条第3号の者＝労働衛生コンサルタントに限られ、医師は含まれない。人数が「1人まで」なのは正しい。
根拠 則7条1項2号 | 出題 R1-問1

問31 短答 ★★

衛生管理者のうち1人を専任としなければならないのは、常時〔 A 〕人を超える事業場、又は常時〔 B 〕人を超え、かつ坑内労働若しくは法令で定める有害業務（多量の高熱物体の取扱い、著しく寒冷な場所における業務、強烈な騒音を発する場所における業務など）に常時30人以上従事させる事業場。

答 A＝1,000人、B＝500人

則7条1項5号。有害業務の範囲は労基則18条各号。「有害業務30人」に飛びつく前に、まず規模の土台（500人超）を確認する。
根拠 則7条1項5号 | 出題 H30-問1・R1-問1・R5-問1

問32 ☐ × ★★★

常時400人の労働者を使用し、塩酸、硫酸等の蒸気又はガスを発散する場所における業務に30人が従事している事業場では、衛生管理者を2人以上選任し、そのうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない。

答 ×

専任のトリガーは「1,000人超」又は「500人超＋有害業務30人以上」。400人は500人超ではないので専任は不要。なお人数が2人以上（200人超500人以下）である点は正しい。

根拠 則7条1項5号 | 出題 H30-問1

問33 ☐ × ★★★

常時600人の労働者を使用し、有害な業務として著しく寒冷な場所における業務のみに常時40人を従事させている事業場では、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない。

答 ○

500人超＋労基則18条二号（多量の低温物体・著しく寒冷）に30人以上。専任のトリガーは労基則18条「各号」＝全部なので、二号でも該当する。

根拠 則7条1項5号 | 出題 R5-問1

問34 ☐ × ★★★

常時600人の労働者を使用し、有害な業務として著しく寒冷な場所における業務のみに常時40人を従事させている事業場では、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任しなければならない。

答 ×

衛生工学のトリガーは坑内労働又は労基則18条一号・三号～五号・九号（高熱・有害放射線・じんあい・異常気圧・有害物のガス等）。「著しく寒冷」は二号なので対象外。専任は必要だが衛生工学は不要——この号のズレが急所。

根拠 則7条1項6号 | 出題 R5-問1

問35 ☐ × ★★★

常時1,200人の労働者を使用し、そのうち常時50人が多量の高熱物体を取り扱う業務に従事する事業場では、衛生工学衛生管理者免許を受けた者を含めて衛生管理者を4人以上選任し、そのうち少なくとも1人は専任の衛生管理者としなければならない。

答 ○

人数＝1,000人超2,000人以下で4人／専任＝1,000人超／衛生工学＝500人超＋労基則18条一号（多量の高熱物体）に30人以上。3つとも満たす。

根拠 則7条1項4号～6号 | 出題 R1-問1

問36 短答 ★★

衛生工学衛生管理者を選任しなければならないのは、常時500人を超える事業場で、坑内労働又は法令で定める有害業務のうちどのような業務に常時30人以上従事させる場合か。

答 多量の高熱物体を取り扱う業務等、有害放射線にさらされる業務、じんあい・粉末を著しく飛散する場所における業務、異常気圧下における業務、鉛・水銀・塩酸・硝酸等の有害物のガス・蒸気・粉じんを発散する場所における業務

労基則18条の一号（高熱）・三号（有害放射線）・四号（じんあい）・五号（異常気圧）・九号（有害物のガス等）＝換気や遮蔽など工学的対策が効く業務に絞られている。低温（二号）・振動（六号）・重量物（七号）・騒音（八号）は入らない。

根拠 則7条1項6号 | 出題 R5-問1・R7-問1

問37 ☐ × ★★

常時2,000人の労働者を使用し、硝酸を取り扱う業務に常時20人を従事させている事業場では、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任しなければならない。

答 ×

硝酸は労基則18条九号に当たるが、従事者が20人＝30人未満なので衛生工学は不要。規模（500人超）は満たしていても有害業務の人数で切れる。

根拠 則7条1項6号 | 出題 R7-問1

問38 短答 ★★★

衛生管理者は、少なくとも（ ）1回、作業場等を巡視しなければならない。

答 毎週

則11条。安全管理者＝頻度の定めなし（随時）、産業医＝毎月1回。誰の巡視かで頻度が変わる。
根拠 則11条 | 出題 R5-問1

問39 ○× ★

やむを得ない事由により衛生管理者を選任することができない場合において、所轄都道府県労働局長の許可を受けたときは、衛生管理者の選任に関する規定によらないことができる。

答 ○

則8条（選任の特例）。よらないことができるのは則7条1項の選任規定。許可を出すのは労働基準監督署長ではなく都道府県労働局長。
根拠 則8条

問40 ○× ★

都道府県労働局長は、衛生管理者を選任することを要しない事業場で同一の地域にあるもの2以上について、共同して衛生管理者を選任すべきことを勧告することができる。

答 ○

則9条。対象は「選任義務のない」事業場である点に注意。
根拠 則9条

問41 ○× ★

ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務は、専任の衛生管理者を選任すべきかどうかの判定では考慮されるが、衛生工学衛生管理者を選任すべきかどうかの判定では考慮されない。

答 ○

専任のトリガーは労基則18条「各号」＝全部（八号の騒音も含む）。衛生工学のトリガーは一号・三号～五号・九号に限られ、騒音（八号）・低温（二号）・振動（六号）・重量物（七号）は入らない。換気・遮蔽・除じん等の工学的対策が効く業務だけが衛生工学の対象。
根拠 則7条1項5号・6号

問42 短答 ★

衛生管理者は、衛生管理者免許を有する者のほかにも、免許によらず選任できる者が4種ある。その4種とは。

答 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、厚生労働大臣の定める者

則10条各号の者。H28-問1(2)は清掃業に第二種を混ぜ、かつ「厚生労働大臣の定める者」を落として誤らせた。4つ目まで正確に。
根拠 則10条 | 出題 H28-問1

産業医

問43 短答 ★★★

産業医の選任義務が生じる規模は、業種を問わず常時（ ）人以上。

答 50人

令5条。選任は事由発生から14日以内（則13条1項1号）。
根拠 法13条・令5条 | 出題 R3-問1

問44 ☐ × ★★★

常時1,000人以上の労働者を使用する事業場では、その事業の実施を統括管理し、当該事業場の診療所長を兼務する医師であって所定の産業医研修を修了した者を、その事業場に専属の産業医として選任することができる。

答 ×

事業の実施を統括管理する者は産業医に選任できない（則13条1項2号）。経営を統括する立場と、労働者の健康を守る産業医の中立性がぶつかるため。研修要件を満たしていても不可。

根拠 則13条1項2号 | 出題 H29-問1・R1-問1

問45 短答 ★★★

産業医をその事業場に専属の者としなければならないのは、常時〔 A 〕人以上の事業場、又は一定の有害業務に常時〔 B 〕人以上従事させる事業場。

答 A=1,000人、B=500人

則13条1項3号。専属になった理由が①規模ルートか②有害業務ルートかを意識する。

根拠 則13条1項3号 | 出題 H29-問1・R7-問1

問46 ☐ × ★★

深夜業を含む業務に常時500人の労働者を従事させている事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

答 ○

深夜業を含む業務は則13条1項3号ヌ。産業医の専属の有害業務リストには、衛生管理者側にはない「深夜業」が入っている。

根拠 則13条1項3号ヌ | 出題 H29-問1

問47 ☐ × ★★★

常時2,000人の労働者を使用し、硝酸を取り扱う業務に常時20人を従事させている事業場では、2人以上の産業医を選任しなければならない。

答 ×

産業医を2人以上選任するのは常時3,000人を超える事業場（則13条1項4号）。2,000人では1人でよい。

根拠 則13条1項4号 | 出題 R7-問1

問48 ☐ × ★★

常時2,000人の労働者を使用し、硝酸を取り扱う業務に常時20人を従事させている事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

答 ○

専属になるのは「1,000人以上」ルート。硝酸業務は20人しかおらず、有害業務ルート（500人以上）では届かない。同じ事実関係でも、どちらのルートで決まったかを区別する。

根拠 則13条1項3号 | 出題 R7-問1

問49 ☐ × ★★★

産業医は、医師であって、厚生労働大臣の指定する者が行う研修を修了した者、又は保健衛生若しくは労働衛生工学の区分により労働衛生コンサルタント試験に合格した者等でなければならない。

答 ×

労働衛生コンサルタント試験の区分は保健衛生に限られる（則14条2項3号）。産業医の職務は健康管理なので、労働衛生工学の区分では要件を満たさない。

根拠 則14条2項3号 | 出題 R3-問1

問50 ☐ × ★★★

産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努め、事業者の指示に基づいて誠実にその職務を行わなければならない。

答 ×

正しくは「医学に関する知識に基づいて」誠実に職務を行う（法13条3項）。産業医は事業者から独立している。「指示」という語が出たら独立性を疑う。

根拠 法13条3項 | 出題 R4-問1

問51 ☐ × ★★

専属の産業医は、毎月1回の巡視で作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあると認めたときは、総括安全衛生管理者の指示に基づいて、必要な措置を講じなければならない。

答 ×

産業医は直ちに自らの判断で必要な措置を講じる（則15条）。誰かの指示を待つ構造ではない。

根拠 則15条 | 出題 R2-問1

問52 ☐ × ★★

産業医は、労働者の健康を確保するため事業者に対し勧告する必要があると認めるときは、あらかじめ、勧告の内容について事業者の意見を求めて、必要な勧告を行うことができる。

答 ○

法13条5項・則14条の3第1項。事業者は勧告を尊重しなければならない、勧告をしたことを理由に不利益な取扱いをしてはならない（則14条4項）。

根拠 法13条5項・則14条の3第1項 | 出題 R4-問1

問53 短答 ★★

事業者は、産業医の勧告を受けたときは、勧告の内容及び講じた措置の内容を記録し、（ ）年間保存しなければならない。

答 3年

則14条の3第2項。委員会の意見・措置の記録（則23条4項）、救護の訓練の記録（則24条の4）も同じ3年。

根拠 則14条の3第2項

問54 ☐ × ★

事業者が産業医に与えなければならない権限には、事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること、産業医の職務に必要な情報を労働者から収集すること、労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合に労働者に対し必要な措置をとるべきことを指示することが含まれる。

答 ○

則14条の4。産業医が労働者に「指示」する側であって、事業者から指示される側ではない。独立性のあらわれ。

根拠 則14条の4

問55 ☐ × ★

事業者は、産業医が労働者の健康管理等について必要な勧告をしたことを理由として、産業医を解任し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

答 ○

則14条4項。勧告を尊重する義務（法13条5項）と一体で、産業医の独立性を担保する規定。

根拠 則14条4項

問56 短答 ★★★

事業者が産業医に氏名等の情報を提供しなければならないのは、時間外・休日労働時間が1月当たり（ ）時間を超えた労働者。

答 80時間

則14条の2第1項2号。80時間＝面接指導・情報提供の基準、100時間＝研究開発業務等の別基準、と紐づけを分けて持つ。

根拠 則14条の2第1項2号 | 出題 R1-問1・R3-問1

問57 〇× ★★★

新たな技術、商品等の研究開発の業務に従事する労働者に1週間当たり40時間を超えて労働させた場合は、その超えた時間が1か月当たり100時間に満たない者を除き、その氏名及び当該超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

答 ×

基準は100時間ではなく80時間（則14条の2第1項2号）。

根拠 則14条の2第1項2号 | 出題 R1-問1

問58 〇× ★★

事業者は、法定労働時間を超えて労働させた全ての労働者について、その氏名及び時間外・休日労働時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

答 ×

対象は1月当たり80時間を超えた労働者に限られる。「全ての労働者」は誤り。

根拠 則14条の2第1項2号 | 出題 R3-問1

問59 短答 ★★★

産業医は、少なくとも（ ）1回、作業場等を巡視しなければならない。

答 毎月

則15条。一定の条件を満たすときは2か月に1回とすることができる。

根拠 則15条 | 出題 R2-問1・R5-問1

問60 〇× ★★★

産業医による作業場等の定期巡視については、衛生委員会又は安全衛生委員会を開催した都度作成する議事概要を毎月1回以上事業者が産業医に提供している場合であって、事業者の同意を得ているときは、2か月に1回とすることができる。

答 ×

提供すべきは衛生管理者の巡視結果等（則15条1項ただし書）。「委員会の議事概要」ではない。緩和の条件は「何を提供したか」の中身で判定する。

根拠 則15条1項ただし書 | 出題 H30-問1

問61 〇× ★★

事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

答 ○

則13条4項。

△ 改正注記：2026年8月1日施行の改正で、委員会への報告に加えて所轄労働基準監督署長への報告も求められる（則13条5項）。R4-問1(5)は出題当時「署長に提出」を誤りとする趣旨だったため、現行法では肢の作り方が変わる。

根拠 則13条4項 | 出題 R4-問1

問62 短答 ★

産業医の選任義務がない常時50人未満の事業場において、事業者が労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるよう努めなければならない相手は。

答 医師、又は必要な知識を有する保健師

義務ではなく努力義務。保健師が入っている点が問われうる。
根拠 法13条の2・則15条の2

問63 〇× ★

多量の低温物体を取り扱う業務又は著しく寒冷な場所における業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

答 ○

則13条1項3号ロ。専属のトリガーとなる有害業務はイ〜カのリストで、深夜業（ヌ）・病原体汚染業務（ワ）なども含む独自リスト。
根拠 則13条1項3号ロ

問64 短答 ★

産業医の巡視を2月に1回以上にできるのは、事業者から毎月1回以上どんな情報の提供を受け、かつ何を得ているときか。

答 ①衛生管理者が行う巡視の結果、②衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとした情報——の提供を毎月1回以上受け、かつ事業者の同意を得ているとき

則15条1項ただし書。H30-問1(5)は①を「委員会の議事概要」にすり替えて誤らせた。緩和の条件は「何を提供したか」の中身で判定する。
根拠 則15条1項ただし書 | 出題 H30-問1

歯科医師

問65 短答 ★★★

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に、常時（ ）人以上従事させる事業場では、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。

答 50人

則14条5項。「30人」は数字の罫。
根拠 法66条3項・令22条3項・則14条5項 | 出題 H28-問1・R2-問1

問66 〇× ★★★

常時30人の労働者が弗化水素、亜硫酸等のガスが発散する場所における業務に従事する事業場については、当該労働者の歯又はその支持組織に関する事項について、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。

答 ×

対象は常時50人以上。30人では義務は生じない。
根拠 則14条5項 | 出題 R2-問1

問67 〇× ★★

塩酸等を取り扱う一定の事業場では、専属の産業歯科医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない。

答 ×

そのような制度は存在しない。あるのは「適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない」という規定だけ（則14条5項）。
根拠 則14条5項 | 出題 H28-問1

問68 ☐ × ★

歯科医師の意見聴取の要否は、事業場全体の労働者数ではなく、歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に従事する労働者数（常時50人以上）で決まる。

答 ○

法66条3項・令22条3項・則14条5項。専任衛生管理者・衛生工学・専属産業医と同じ「有害業務の従事人数で決まる」グループで、事業場規模の土台条件はない。

根拠 法66条3項・令22条3項・則14条5項

作業主任者

問69 ☐ × ★★

硝酸を取り扱う作業（試験研究のため取り扱うものを除く）がある事業場では、労働者数にかかわらず、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

答 ○

作業主任者は事業場の規模ではなく「政令で定める危険有害な作業があるか」で決まる（法14条・令6条）。総括・衛生管理者・産業医が人数で決まるのと対照的。

根拠 法14条・令6条 | 出題 R7-問1

問70 短答 ★

作業主任者は、都道府県労働局長の〔 A 〕を受けた者又は〔 B 〕を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて選任する。

答 A＝免許、B＝技能講習

法14条。作業の区分は則別表第一による（則16条）。

根拠 法14条・則16条

問71 ☐ × ★

同一の場所において同一の作業について2人以上の作業主任者を選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

答 ○

則17条。

根拠 則17条

問72 ☐ × ★

作業主任者を選任したときは、その氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に周知させなければならない。

答 ○

則18条。作業主任者は所轄労働基準監督署長への報告ではなく、周知が求められる。

根拠 則18条

混在作業現場

問73 短答 ★★★

統括安全衛生責任者の選任義務が生じる作業従事者数は、ずい道等の建設、一定の橋梁の建設、圧気工法による作業では常時〔 〕人以上。

答 30人

令7条2項一号。それ以外の仕事（一般の建設業・造船業）は50人。

根拠 令7条2項一号 | 出題 H30-問1

問74 短答 ★★★

統括安全衛生責任者の選任義務が生じる作業従事者数は、ずい道等・一定の橋梁・圧気工法以外の仕事（一般の建設業・造船業）では常時（ ）人以上。

答 50人

令7条2項二号。

根拠 令7条2項二号 | 出題 R4-問1

問75 〇× ★★★

建設業に属する事業を行う元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所において圧気工法による作業を行う仕事に従事する場合は、これらの労働者の数が50人未満であるときを除き、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。

答 ×

圧気工法は30人（令7条2項一号）。30人以上50人未満でも選任が必要になる。

根拠 法15条・令7条2項一号 | 出題 H30-問1

問76 〇× ★★★

常時300人の造船業の事業場において、元方事業者の労働者とその請負人の労働者が同一の場所で作業を行い、これらの労働者数が常時30人以上となる場合は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。

答 ×

造船業の混在作業は50人（令7条2項二号）。30人でよいのはずい道等・一定の橋梁・圧気工法。

根拠 法15条・令7条2項二号 | 出題 R4-問1

問77 〇× ★★

常時50人以上の労働者を使用する建設業の事業場では、総括安全衛生管理者を選任するとともに、関係請負人が同一の場所で行う作業間の連絡、調整等を行うため統括安全衛生責任者を選任しなければならない。

答 ×

建設業の総括安全衛生管理者は常時100人以上（令2条一号）。統括安全衛生責任者は50人～だが、2つの分岐点は別物。

根拠 法10条・令2条一号 | 出題 R1-問1

問78 短答 ★

統括安全衛生責任者を選任した建設業等の事業者が、元請・下請の労働者の混在作業による労働災害を防止するための事項のうち技術的事項を管理させるために選任しなければならない者は。

答 元方安全衛生管理者（その事業場に専属）

法15条の2・則18条の3。管理対象は法30条1項各号の事項のうち技術的事項。統括（現場全体の総元締め）→元方（技術的事項の実務）→各下請の安全衛生責任者（連絡役）という指揮系統。

根拠 法15条の2・則18条の3

問79 短答 ★

店社安全衛生管理者を選任すべき対象人数は、ずい道等の建設・一定の鉄骨造等の建築の仕事で常時（ A ）人、その他の仕事で常時（ B ）人。

答 A=20人、B=50人

則18条の6。統括安全衛生責任者を選任すべき場所「以外」の現場を、店社（請負契約を締結している事業場）から補完する仕組み。

根拠 法15条の3・則18条の6

問80 〇× ★

店社安全衛生管理者の職務には、少なくとも毎月1回、対象となる現場を巡視することが含まれる。

答 ○

則18条の8。産業医の巡視（毎月1回）と同じ頻度だが別の制度。

根拠 則18条の8

問81 ☐ × ★

統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任し、その旨を統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に遅滞なく通報しなければならない。

答 ○

法16条1項・2項、則19条。安全衛生責任者は下請側に置く連絡役。報告先は労働基準監督署長ではなく元請側。
根拠 法16条・則19条

問82 短答 ★

「特定元方事業者」とは。

答 元方事業者のうち、建設業その他政令で定める業種（＝造船業）の事業を行う者

統括安全衛生責任者の選任義務を負うのはこの特定元方事業者。建設業と造船業の2業種。
根拠 法15条1項・令7条1項

委員会

問83 短答 ★★★

衛生委員会を設けなければならないのは、業種を問わず常時（ ）人以上の事業場。

答 50人

令9条。安全委員会は業種別に50人／100人（令8条）。
根拠 法18条・令9条

問84 ☐ × ★★★

衛生委員会又は安全衛生委員会の委員は、衛生管理者のうちから事業者が指名した者を含めて構成しなければならない。

答 ○

法18条2項二号。産業医のうちから指名した者（三号）も必須の委員。
根拠 法18条2項二号 | 出題 R6-問1

問85 ☐ × ★★★

衛生委員会又は安全衛生委員会の委員は、作業環境測定士のうちから事業者が指名した者を含めて構成しなければならない。

答 ×

測定士の指名は「指名することができる」＝任意（法18条3項）であって、必ず含めなければならない委員ではない。「しなければならない（義務）」と「できる（任意）」の読み分けが急所。
根拠 法18条3項 | 出題 R6-問1

問86 ☐ × ★★★

作業環境測定の実施を必要とする指定作業場を有する事業場では、測定を委託している作業環境測定機関の作業環境測定士を、衛生委員会の委員として指名することができる。

答 ×

指名できるのは「当該事業場の労働者で作業環境測定を実施している作業環境測定士」に限られる（法18条3項）。外部の測定機関の測定士は不可。
根拠 法18条3項 | 出題 R2-問1

問87 ☐ × ★★★

安全衛生委員会を設置する場合、当該委員会の議長には総括安全衛生管理者を指名しなければならない。

答 ×

議長になるのは第一号の委員で、「総括安全衛生管理者、又は総括以外の者で事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者」でよい（法17条2項一号・3項）。総括に限られないので、総括の選任義務がない事業場でも議長は置ける。

根拠 法17条2項一号・3項 | 出題 H29-問1・R2-問1・R4-問1

問88 ☐ × ★★★

委員会の議長以外の委員の半数については、その指名に当たって、あらかじめ、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の意見を聴取しなければならない。

答 ×

正しくは「推薦に基づき指名」（法17条4項）。意見聴取では足りない。推薦のほうが労働者側の関与が強い形。

根拠 法17条4項 | 出題 R4-問1

問89 ☐ 短答 ★★★

事業者は、委員会を（ ）1回以上開催するようにしなければならない。

答 毎月

則23条1項。

根拠 則23条1項 | 出題 R3-問1・R5-問1

問90 ☐ 短答 ★★★

事業者が委員会の開催の都度、遅滞なく、労働者に周知しなければならないものは何か。

答 委員会における議事の概要

則23条3項。掲示・書面交付・社内端末での常時閲覧のいずれかによる。

根拠 則23条3項 | 出題 R3-問1

問91 ☐ × ★★★

事業者は、委員会の開催の都度、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容に係る記録を作成して、これを各作業場に備え付ける等の方法で、遅滞なく、労働者に周知しなければならない。

答 ×

労働者に周知するのは「議事の概要」（則23条3項）。「委員会の意見及び講じた措置の内容」は記録して3年間保存する対象（則23条4項）であって、周知対象ではない。

根拠 則23条3項・4項 | 出題 R3-問1

問92 ☐ 短答 ★★★

委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容等の記録の保存年数は（ ）年。

答 3年

則23条4項。

根拠 則23条4項 | 出題 R5-問1

問93 ☐ 短答 ★

安全委員会を設けなければならない規模は、林業・鉱業・建設業等の一定業種で常時50人以上、それ以外の製造業・電気業・各種商品小売業等の業種で常時（ ）人以上。

答 100人

令8条。100人の側は令2条第1号・第2号のその他の業種。衛生委員会が全業種一律50人（令9条）なのに対し、安全委員会だけ業種別に50人／100人で分かれる。

根拠 法17条・令8条

問94 ☐ × ★

安全委員会及び衛生委員会の双方を設けなければならないときは、それぞれの設置に代えて安全衛生委員会を設置することができる。

答 ○

法19条。「できる」＝任意であって、統合が強制されるわけではない。
根拠 法19条

問95 短答 ★

衛生委員会の委員は、どんな者で構成するか（4種を挙げよ）。

答 ①総括安全衛生管理者又は総括以外で事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者、②衛生管理者のうちから指名した者、③産業医のうちから指名した者、④当該事業場の労働者で衛生に関し経験を有する者のうちから指名した者

①（第一号の委員）は1人で議長となる。作業環境測定士は任意の追加委員（法18条3項）であって、この4種には入らない。
根拠 法18条2項

問96 ☐ × ★

長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策は、衛生委員会の付議事項に含まれる。

答 ○

則22条（作業環境測定の結果・健康診断の結果・長時間労働対策・メンタルヘルス対策等）。安全関係の付議事項は則21条。
根拠 則22条

救護に関する措置

問97 ☐ × ★★

ずい道等の建設の仕事で、通路として用いる深さが50メートル以上となるたて坑の掘削を伴うものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴う労働者の救護に関する措置のうち技術的事項を管理する者を選任しなければならない。

答 ○

法25条の2第2項・令9条の2第一号。対象の数値は「出入口からの距離1,000メートル以上」「通路用のたて坑の深さ50メートル以上」「圧気工法はゲージ圧力0.1メガパスカル以上」。
根拠 法25条の2・令9条の2 | 出題 H30-問1

問98 短答 ★

救護に関する措置の対象となるずい道等の建設の仕事は、出入口からの距離が（ A ）以上の場所で作業を行うもの、及び通路として用いられる深さ（ B ）以上となるたて坑の掘削を伴うもの。

答 A=1,000メートル、B=50メートル

令9条の2第一号。圧気工法はゲージ圧力0.1メガパスカル以上（第二号）。この3つの数値がそのまま正誤の分かれ目になる。
根拠 令9条の2第一号

問99 短答 ★

救護に関する措置の対象となる圧気工法の仕事は、ゲージ圧力（ ）以上で行うもの。

答 0.1メガパスカル

令9条の2第二号。
根拠 令9条の2第二号

問100 ☐ 短答 ★

救護に関する訓練は、機械等の備付け時期までに1回行い、その後〔 A 〕以内ごとに1回行うほか、記録を〔 B 〕年間保存しなければならない。

答 A=1年、B=3年

則24条の4。訓練の内容は機械等の使用方法・救急そ生等の方法・安全な救護の方法。
根拠 則24条の4

問101 ☐ × ★

救護に関する技術的事項を管理する者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に、その事業場に専属の者のうちから選任しなければならない。

答 ×

14日の猶予はなく、救護に必要な機械等の備付け時期まで（＝事由が発生した時まで）に選任する（則24条の7）。専属である点は正しい。元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者・安全衛生責任者と同じく、14日ルールの例外。
根拠 則24条の7

問102 ☐ × ★

ずい道等の内部において作業を行う作業従事者については、その人数を常時確認できる措置を講ずれば足り、氏名まで確認できるようにする必要はない。

答 ×

人数及び氏名を常時確認できる措置が必要（則24条の6）。高圧室内で作業する場合も同じ。
根拠 則24条の6

産業医に関する周知

問103 ☐ 短答 ★★

産業医を選任した事業者が労働者に周知すべき事項は、①産業医の業務の具体的な内容、②〔 A 〕、③〔 B 〕の3つ。

答 A=産業医に対する健康相談の申出の方法、B=産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

法101条2項・則98条の2第2項。労働者が産業医を安心して使えるための入口情報に絞られている。
根拠 法101条2項・則98条の2第2項 | 出題 R3-問2

問104 ☐ × ★★★

産業医による健康教育、衛生教育等の実施の方法は、産業医を選任した事業者が労働者に周知すべき産業医の業務に関する事項に含まれる。

答 ×

周知義務は法101条2項、周知3項目は「業務の具体的な内容」「健康相談の申出の方法」「心身の状態に関する情報の取扱いの方法」。健康診断、健康教育・衛生教育、ストレスチェック及び面接指導の実施の方法は、産業医に関係しても周知事項には入らない。
根拠 則98条の2第2項 | 出題 R3-問2

問105 ☐ 短答 ★

産業医に関する事項を労働者に周知する方法は3つ。①各作業場の見やすい場所への常時掲示又は備付け、②〔 A 〕、③〔 B 〕。

答 A=書面を労働者に交付すること、B=磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が常時内容を確認できる機器を設置すること（社内端末での常時閲覧）

則98条の2第1項（則23条3項各号の方法）。委員会の議事の概要の周知方法（則23条3項）と同じ3つ。
根拠 法101条2項・則98条の2第1項

横断パターン

問106 ☐×★★

元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者及び救護に関する技術的事項を管理する者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行えばよい。

答 ×

この4つには14日の猶予がなく、事由が発生した時までに選任する。混在現場の指揮系統と救護は、体制が要る場面ではすでに危険が現に存在しているため。14日以内なのは総括・安全管理者・衛生管理者・産業医・安全衛生推進者等。

根拠 則18条の3・則18条の6・則19条・則24条の7 | 出題 R6-問1

問107 ☐短答★★

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任したときの報告先は。

答 遅滞なく、所轄労働基準監督署長（2025年1月1日以降は原則電子申請）

一方、安全衛生推進者・作業主任者等は署長報告ではなく、氏名を作業場に掲示する等で関係労働者に周知する。

根拠 則2条2項等

問108 ☐短答★

「準ずる者」のうちから選ぶことができるのは、総括安全衛生管理者と委員会の議長となる委員のどちらか。

答 委員会の議長となる委員。総括安全衛生管理者は不可

議長となる委員は法17条2項一号の委員（総括安全衛生管理者は法10条2項）。月1回の会議に出る議長はトップでなくてよいが、事業場の安全衛生の最終責任者はトップ本人でなければならない、という性質の違い。

根拠 法10条2項・法17条2項一号

問109 ☐×★

記録して3年間保存しなければならないものには、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容、産業医の勧告の内容及び講じた措置の内容、救護に関する訓練の記録が含まれる。

答 ○

則23条4項・則14条の3第2項・則24条の4第3項。いずれも3年で統一されている。一方、委員会の議事の概要は「周知」の対象であって保存ではない。

根拠 則23条4項・則14条の3第2項・則24条の4第3項